

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p style="text-align: center;">光電話サービス （宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2022年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	<p style="text-align: center;">光電話サービス （宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2022年7月1日</u></p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>第3章 （最低利用期間）</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	<p>第3章 （最低利用期間）</p> <p>第13条 光電話サービスの最低利用期間は、光電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>2 光電話サービス契約者は、前項の最低利用期間内に光電話サービス契約の解約又は契約者回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する<u>解約金</u>を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</p>	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>第3章 （契約者回線等の移転）</p> <p>第16条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、第8条（契約申込の方法）に基づき契約者回線等の移転を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は第9条（契約申込の承諾）及び第26条（端末設備の移転）の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>第3章 （契約者回線等の移転）</p> <p>第16条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、第8条（契約申込の方法）に基づき契約者回線等の移転を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は第9条（契約申込の承諾）及び第26条（端末設備の移転）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 <u>移転に係る料金表通則に定める月額料金が発生しない期間は、最低利用期間、継続利用期間には含まないものとします。</u></p>	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>料金表 通 則 (料金の計算方法)</p> <p>4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。</p> <p>(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。</p> <p>(2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(3) 提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。</p> <p>(5) 第36条（料金の支払義務）第4項第3号の表の規定に該当するとき。</p> <p>(6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金（ユニバーサルサービス料金を除く）を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。</p> <p>(7) (6) を適用する場合の月額料金の日割は、暦日数により行います。</p>	<p>料金表 通 則 (料金の計算方法)</p> <p>4 月額料金は、月額料金に係る起算日において提供されている光電話サービスの種類等に準じた料金を適用して計算します。</p> <p>(1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。</p> <p>(2) 光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(3) 提供開始日と光電話サービスの解約日又は付加機能の利用の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。</p> <p>(4) 光電話サービスの種類等が変更された場合には、月額料金に係る起算日時点で光電話サービス契約者に対して提供されている光電話サービスの種類等に応じて定まる料金を適用して算定します。</p> <p>(5) 第36条（料金の支払義務）第4項第3号の表の規定に該当するとき。</p> <p>(6) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において月額料金（ユニバーサルサービス料金を除く）を日割にて算定し、ユニバーサルサービス料金を加えた料金をいただきます。</p> <p>(7) (6) を適用する場合の月額料金の日割は、暦日数により行います。</p> <p>(8) <u>光電話サービス契約の解除に伴う解約金は、解除日の前日の属する料金月の起算日における基本利用料、番号利用料、端末等使用料の合計額（当該料金月において、光電話サービスを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。）とします。</u></p>	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）																	
<p>料金表 第1表 料金</p> <p>第1 基本利用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="154 432 1270 793"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td>ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td>イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="421 638 1258 785"> <thead> <tr> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5,500 円)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。	<table border="1" data-bbox="421 638 1258 785"> <thead> <tr> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5,500 円)</td> </tr> </tbody> </table>	料金額 (税込価格)	5,000 円	(5,500 円)	<p>料金表 第1表 料金</p> <p>第1 基本利用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1400 432 2516 793"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td>ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。</td> </tr> <tr> <td>イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="1668 638 2504 747"> <thead> <tr> <th>解約金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。	<table border="1" data-bbox="1668 638 2504 747"> <thead> <tr> <th>解約金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	解約金	光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額	
区 分	内 容																		
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																		
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下の料金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																		
	<table border="1" data-bbox="421 638 1258 785"> <thead> <tr> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5,500 円)</td> </tr> </tbody> </table>	料金額 (税込価格)	5,000 円	(5,500 円)															
料金額 (税込価格)																			
5,000 円																			
(5,500 円)																			
区 分	内 容																		
(4) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア 光電話サービスについては、最低利用期間があります。																		
	イ 光電話サービス契約者は、最低利用期間内に光電話サービス契約の解約があった場合は、以下に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。																		
	<table border="1" data-bbox="1668 638 2504 747"> <thead> <tr> <th>解約金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	解約金	光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額																
解約金																			
光電話サービスの基本利用料、 番号利用料、端末等使用料の合計額																			

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2022年7月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 2022年7月1日から2022年9月30日までの間に光電話サービス契約の申込を行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 (1) コース1に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p>	